

議案第19号

南丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月2日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

南丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年
南丹市条例第231号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>（退職報償金の支給額）</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する消防団員については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照</p>	<p>（退職報償金の支給額）</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する消防団員については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照</p>

らして退職報償金を支給することが適
当でない学生機能別団員

らして退職報償金を支給することが適
当でない機能別団員

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。